

## 第三者評価について

「学校の第三者評価に関する実践研究 実施マニュアル」(平成18年9月4日 文部科学省)には、その目的として次の4点があげられています。

国の委嘱する専門家等による学校の第三者評価を試行的に実施し、その成果を蓄積することにより、適切な学校評価システムの構築を図ることを本実践研究の目的とします。

実践研究においては、適切な評価手法の在り方を調査研究することを目的として、様々な評価手法による多様な指導を実施します。

本実践研究は、適切な評価手法のあり方を調査研究し、その成果を蓄積することにより適切な学校評価システムの構築を図ることが目的であり、調査対象校の評価そのものが目的ではありません。

本実践研究は、各種法令・基準等への適合性の審査、あるいは会計監査を行うわけではなく、学校の取組状況を把握することを主眼とするものであることを留意します。

本市では、推進地域内の対象校へ文部科学省からの評価チーム5名(視学官、他県評価委員、文科省記録担当者)の訪問による第三者評価を受けました。実施内容は、教育委員会へのヒアリング、各校の校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導担当者、養護教諭等へのヒアリング、校内視察、授業参観、部活動等参観、会議参観、地域住民・PTA役員(保護者)との懇談会による意見聴取等です。

評価結果は、調査終了後、調査報告書案にとりまとめられ、調査対象校に事実誤認の有無等について確認の上で、県教委・市教委を通じて対象協力校に送付されました。

第三者評価を活用した評価の在り方については、今後の文部科学省によってさらに検討を深められる内容に沿っていきたいと考えています。

## 設置者による支援・改善

学校の自己評価結果や学校関係者評価(外部評価)について、評価結果の報告を受けた教育委員会は、評価結果を基にして次の2点から改善策を講じます。

設置管理に関する自らの取組の改善に評価結果を生かす。

学校が自律的に改善に向けて取り組むことを支援するために評価結果を生かす。

については、各学校から報告があった評価結果を基に、教育委員会自らの判断で改善策を講じます。例えば、施設・設備に課題がある学校については、予算措置を講じたり、教科指導の在り方に課題がみられる学校については、指導主事等の指導助言の機会を充実するようしたりすること等が考えられます。

については、学校が評価結果を基に学校をよりよくするための事業等を計画し、設置者に提案し、それを受けて設置者が予算編成・配分等の措置を行うことです。例えば、児童・生徒の体験活動の充実のために計画した総合的な学習の時間に必要な教材や備品を購入する上で最大限の予算の活用ができるような措置を講じることが考えられます。

このように、学校が自ら学校運営の改善に積極的に取り組めるような措置を講じることも教育委員会の支援の一つだと言えます。

本市で、各学校から自己評価・学校関係者評価(外部評価)の報告を受けた際に、数校から、個別の支援や充実した指導体制を整える上で人的支援を求める内容がありました。

そこで、教育委員会としては、現在、文部科学省や県教育委員会の様々な支援事業による人的支援を得ながら各学校をサポートするように努めています。また、他機関等との連携を図りながら、人的支援を得ていく取組についても検討中です。

このように、学校の要望を受けて、教育委員会としてそれを支援する内容の充実を図ることも学校評価の重要な役割の一つだと言えます。